

当院では以下の施設基準を有しております。

◎『機能強化加算』について

- 当院では「かかりつけ医」として次のような取り組みを行っております。
 - ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
また必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
 - ・介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
 - ・夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
 - ・日本医師会かかりつけ医機能研修制度 応用研修会を修了しています。

◎『明細書発行体制加算』について

- 当院では領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。発行を希望されない方は、受付にその旨をお伝え下さい。

◎『地域包括診療加算』について

- 上記診療加算に該当する患者さんに対して下記のような取り組みを行っております。
 - ・健康相談及び予防接種に係わる相談を実施しています。
 - ・通院する患者さんのことで、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に対応することが可能です。
 - ・患者さんの状態に応じ、28日以上長期処方を行うことが可能です。
 - ・介護保険制度の利用等に関する相談を実施している旨を院内掲示し、要介護認定に係る主治医意見書を作成しています。
 - ・当院敷地内は禁煙です。

◎『医療情報取得加算』について

- 当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 患者さんに対して受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

◎『医療 DX (Digital Transformation) 推進体制設備加算』について

- 当院では医療 DX を通じて医療を提供できる体制に取り組んでいます。
 - ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を活用して診察すること。
 - ・マイナ保険証を利用できる体制
 - ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制（現在、準備中）

◎『外来後発医薬品使用体制加算』について

・当院では「院内処方」を行っております。そこで後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

*「AG：オーソライズド・ジェネリック医薬品」を優先して採用しております。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を設備しております。

なお状況によっては、患者さんへの投与する薬剤が変更となる可能性がございます。

変更にあたって、ご不明な点やご心配なことがありましたら当院スタッフまでご相談下さい。

◎『一般名処方加算』について

・政府は医療費を抑えるためにジェネリック医薬品の利用を推し進めています。

ただ先発品及びジェネリック医薬品共に供給が不安定な状況が続いております。

そのため、ジェネリック医薬品があるお薬については商品名ではなく一般名

(有効成分の名称)での「処方箋」とさせていただきます、薬局での供給状況など考慮して医薬商品名を決めていただくこととなります。

◎『生活習慣管理料（Ⅰ）（Ⅱ）』

●「高血圧症」「脂質異常症」「糖尿病」に関して、療養指導に同意した患者が対象です。

・当院では患者さんの状態に応じ、28日以上長期の処方を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて対応することが可能です。

*2024年6月1日より上記3疾患のいずれかを主病名とする患者さんには個々に

応じた目標設定、血圧、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した

「療養計画書」を作成します。そこに署名（サイン）を頂く必要がありますので、

どうかご協力よろしく申し上げます。

令和6年6月1日

大森内科医院

院長